

告 示

埼玉県告示第千三百九十九号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（一級河川宿谷川／宿谷川境界整備）

三 作業地域

埼玉県日高市大字北平沢、大字山根地内

四 作業期間

令和二年十一月十二日から令和三年二月二十六日まで